



www.alpajapan.org

日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

Date 2002.12.10

No 26-13

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail:office@alpajapan.org

私たちは日航706便事故当該機長の刑事裁判開始にあたり 名古屋地方検察庁に対して、 即刻起訴を取り下げを強く求めます！

12月11日、日本航空706便事故当該機長に対する業務上過失致死の罪を問う刑事裁判が、名古屋地方裁判所で開始されるにあたり、日乗連は航空連、安全会議とともに12月7日、名古屋観光ホテルで記者会見を行い三団体の見解を表明しました。

日本航空706便事故当該機長の刑事裁判が開始されるにあたって（見解）

12月11日より日本航空706便事故の機長に対する、業務上過失の罪を問う刑事裁判が開始される。本裁判は、日本の航空の発展、ひいては世界の航空の発展にとって極めて障害となると言わざるを得ない。

私たちは、かねてからテロや故意に起こされた事故以外、航空事故に対する司法当局の捜査を否定してきた。その理由は、航空事故の7割もがヒューマンファクター（人的要因）で発生しているため、事故の再発防止の為、現在最も重要とされているものが事故当事者からの証言であるからである。

世界の航空先進国では現在こうしたヒューマンファクターによる航空事故撲滅のため、自発的報告を含めたあらゆる方法で人間行動の分析を行っている。

本裁判はこのような航空事故調査最前線の活動に対してまったく逆行している。

国際民間航空条約第13付属書は、事故関係者の情報がその後の懲戒、民事、行政、及び刑事上の処分に利用された場合、関係者からの詳細な報告が得られなくなり、航空の安全に著しい影響を及ぼすと警告し、事故調査記録を事故調査以外の目的に利用してはならないと規定している。

本裁判は、航空事故調査報告書が証拠として提出されており、この条約に反していることから、世界のパイロットや事故調査官たちから大きな非難を浴びている。

私たち航空安全推進連絡会議、航空労組連絡会、日本乗員組合連絡会議は、本裁判が、日本だけの問題にとどまらず、世界の航空安全の問題になると捉え、公判で徹底的に闘うとともに、名古屋地検に対しては、即時この起訴を取り下げよう強く求める。

以上

航空安全推進連絡会議

航空労組連絡会

日本乗員組合連絡会議

日乗連は第26期年間方針に則り、この裁判闘争を徹底的に闘います。今後街頭での利用者国民への訴え、裁判傍聴、シンポジウム等々数多くの活動に加盟組合の皆さんの多数の参加を求めます。

